



マイナンバーカードの申請をお済ませください



マイナンバーカードの交付申請書を再送付しました。
お手元に届いている交付申請書を使って、すぐに申請してください。

(75歳以上の方、令和2年1月1日以降に出生または国外から転入された方、在留期間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているため、今回は送付していません。)



通知カードは廃止されています。

住所や氏名に変更があるとマイナンバーを証明する書類として使用することができませんので、マイナンバーカードの申請をお急ぎください。

役場住民課は、申請手続きの代行サービスを行っています。

顔写真の撮影からオンライン申請まで全て住民課職員が無料で代行します。

休日受付窓口もありますので、ぜひご利用ください。

送付された交付申請書をお持ちの上、ご家族揃って役場住民課へお越しください。交付申請書が無い方は、手ぶらで大丈夫です。

4月の休日受付窓口

とき 4月25日(日) 午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。

※携帯電話をお持ちください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入庁者数制限を行っています。

準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※休日窓口でのマイナンバーカードの受け取りは来庁者が多数のため、長時間の待ち時間が生じることがあらかじめご了承ください。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

マイナンバーカードは安心安全です

よくあるマイナンバーカードに関する不安や誤解について説明します



不安その1 落としたら怖いから持ち歩けない

マイナンバーを見られても個人情報を調べられたり、不正な手続きをされることはありません。自動車運転免許証やキャッシュカードと同じ感覚で持ち歩いて大丈夫!

不安その2 国家により預貯金や不動産などの資産を監視されるのではないかと

マイナンバーカードで監視はしませんし、できません。マイナンバーは既に住民全員に付番されていますが、個人情報等の一元管理はしません。

不安その3 不正利用されて財産などに被害を負わされるのではないかと

マイナンバーを使う手続きでは顔写真付きの身分証明書での本人確認が必須ですし、マイナンバーカードは顔写真が付いているので、なりすましはできません。

カードの利用も暗証番号の認証が必要なので、他人が悪用することはできません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174